○防衛省令第十六号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第八十七条の三十第四号の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月二十一日

防衛大臣　小泉　進次郎

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

←

改正後	改正前
（防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額） 第六十五条の十四　令第八十七条の三十第四号に規定する防衛省令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。	（防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額） 第六十五条の十四　令第八十七条の三十第四号に規定する防衛省令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第一項第一号に掲げる場合における同条の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和七年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の自衛隊法施行規則第六十五条の十四の規定は、この省令の施行の日以後に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合（自衛隊法施行令第八十七条の三十第一号から第三号までに掲げる場合を除く。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合については、なお従前の例による。